

平成31年4月5日

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 財契001
- (2) 調達件名及び数量 大阪大学吹田地区除草・樹木等剪定その他作業 1式
- (3) 請負の期間 平成31年5月7日～平成31年11月29日
- (4) 請負の場所 国立大学法人大阪大学吹田地区構内(吹田市山田丘及び茨木市美穂ヶ丘)

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) その他経理責任者等が認めた者

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、仕様書及び国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先

〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1-1

国立大学法人大阪大学財務部契約課契約第一係

電話 06-6879-4009

- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得及び仕様書の入手方法

本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。

また本件の仕様書の交付にあたっては、事前に上記3(1)まで問い合わせてください。

- (3) 見積書提出期限

平成31年4月15日 17時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

仕 様 書

(A) 一般事項

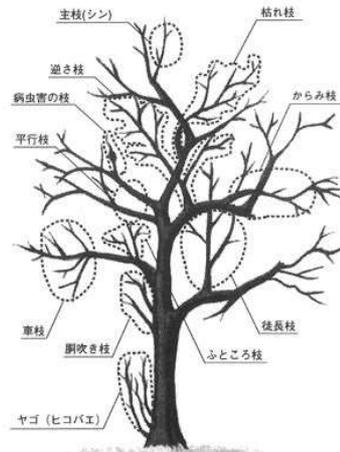
請負の表示	大阪大学吹田地区除草・樹木等剪定その他作業 1式
請負の場所	国立大学法人大阪大学吹田地区構内(吹田市山田丘及び茨木市美徳ヶ丘)
請負期間	平成31年5月7日 ～ 平成31年11月29日 ・ 1回目の実施時期 平成31年5月7日～平成31年8月31日 ・ 2回目の実施時期 平成31年9月1日～平成31年11月29日
契約条項	別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
請負金の支払	請負代金の支払は年2回とし、各回毎の請負完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
請負の範囲	本仕様書、別添の部局別集計表(剪定・施肥・蒔まき)、部局別数量表(除草)及び図面により行うものとする。
請負の概要	吹田地区構内の除草・樹木等剪定その他作業を行うものとする。

(B) 特記事項

(1) 作業責任者	造園施工管理技士の資格を有する作業責任者を専任で配置し、施工技術の確保に努めるものとする。
(2) 作業工程表・作業員名簿	作業工程表は、各回開始2週間前までに財務部契約課契約第一係へ提出し了承を得るものとし、作業員名簿は、契約締結後、早急に同係へ提出するものとする。
(3) 作業内容	
① 剪定	<p>整姿剪定を基本とし、生長の止まった弱小の枝、樹形を乱す枝、生育上不要な枝(からみ枝、逆さ枝、懐枝、徒長枝、胴吹き、ひこばえ、平行枝、車枝)を除去するものとする。</p> <p>枝葉の伸び方、繁り方、周囲の建物等の状況に応じて、枝抜き、切りかえし、切り詰め等を行うものとする。</p> <p>特に地上からの高さが、車道側4.5m以内、歩道側3m以内の枝は、枝おろし、枝抜きを行うものとする。太枝の切断面には、必要に応じ、抗菌複合剤や目立たないペンキを塗るなどの、防腐処理をするものとする。</p> <p>歩車道間の低木は、高さ1m程度に剪定を行うものとする。(但し、中央通り西門付近(歯学研究科図面参照)の低木は高さ50cm程度に剪定を行うものとする。)</p> <p>枯れ枝、折損した枝、病気の枝、通風・採光・架線等の支障となる枝、不要な支柱などを除去する。</p> <p>新生枝の選別剪定によって樹形を保ちながら、骨格となる枝を選別し、3～4年先に主枝に変わるべき枝に仕立てるものとする。</p> <p>樹木の性質、形状を熟知し正常な成長を妨げないよう作業を行うものとする。 (サクラ類はひこばえやからみ枝等、特に低い部分の細い余計な枝を伐ること。)</p> <p>幹などに絡みついたツタなどを除去する。</p>
・ 寄植	<p>1回(1回目の実施時期)行うものとする。</p> <p>上面の角、上面の高さ、正面の位置などは、周辺状況との調和を考慮して決定する。</p>
・ 中木	1回(1回目の実施時期)行うものとする。
・ 高木	1回(2回目の実施時期)行うものとする。
・ 手揉み	1回(2回目の実施時期)行うものとする。

【剪定が必要な枝】参考図：財団法人日本緑化センター

- ①からみ枝
枝が交差して触れ合ったり、交差しているように見える枝。枝の根元から切り取る。
- ②逆さ枝
逆向きに伸びている枝。枝の元から切り取る。
- ③懐枝
樹幹に近い位置にある弱小な枝。骨格となる枝を残して、枝の元から切り取る。
- ④徒長枝
樹幹から飛び出すように伸びた勢いが極端に強い枝。不要なものは、切り落とす。
- ⑤胴吹き枝
幹から新たに直接伸びてくる枝。枝の元から切り取る。
- ⑥ひこばえ
樹幹の根元から数多く出る枝。できるだけ枝の付け根から切り取る。
- ⑦平行枝
同じ方向に出ている上下ふたつの枝。どちらかの枝を切り落として樹形のバランスをとる。
- ⑧車枝
1カ所から四方に出ている枝。1本の枝を残すか、すべて切り取る。



【基本的な剪定方法】

①枝抜き
混み合った枝や不要な枝を取り去ること。樹形、樹冠のバランスを考慮しつつ、枝のつけ根で切り取る。

②切り戻し（切り返し）
樹形を小さくしたり、現状の大きさを維持するために行う。また、腐ったり傷んだりして見苦しくなっている枝を新しい枝に更新するためにも行う。切り口は、枝のつけ根で切り取る。枝の先端が腐ったりコブ状になっている場合は、その部分より下の方から伸びる枝と切りかえる。

③切り詰め
長く伸びすぎた枝を短くすること。樹幹の大きさを調整する場合に、新枝を、芽の伸びる方向を考えながら、定芽の上から3mmほどの位置でやや斜めに切る。

④枝おろし
大きな枝をつけ根から切り落とすこと。作業は、1. 根元を、下から3分の1くらいノコギリで切り込む、2. 上から下に切り込み枝を落とす、3. 切り落とした後、できるだけつけ根から枝を切り直す、4. 抗菌癒合剤や目立たないペンキを塗って切り口を保護する、のように行う。

② 施肥

1回（2回目の実施時期）行うものとする。

樹木の施肥は、樹木主幹を中心に葉張り外周線の地上投影部分に6ヶ所程度掘り、施肥をいれ覆土する。寄植の施肥は、両側に深さ0.2m程度の縦穴を3ヶ所程度掘り、施肥をいれ覆土する。

冬肥	樹木	油粕	0.7kg/本	普通化成	0.3kg/本
		鶏糞	0.1kg/本		
	寄植	油粕	0.5kg/m ²	普通化成	0.3kg/m ²
		鶏糞	0.1kg/m ²		

③ 菰まき

1回（2回目の実施時期）行うものとする。

樹木（ソテツ）の幹全体に菰を巻きつけることとし、取り外し時期については気候等を考慮のうえ行うものとする。

菰の巻き付け時期は、10月後半を目安とする。

④ 除草

2回（各実施時期に1回ずつ）行うものとする。

除草は笹、幼竹のすべてを含むものとし、平面、平面（手抜き）、法面、法面（手抜き）、つるの除去（フェンス面）をいう。

①機械刈りによる雑草の刈高は、対象部局と協議の上行うものとする。

②植草している芝生内及び砂利内の雑草を手抜きで伐根するものとする。

③つるの除去は、フェンス面を中心に伐採し、地上のものは、取り除くものとする。

⑤ 雑草引き

2回（各実施時期に1回ずつ）行うものとする。

植込み内の雑草を手抜きで伐根するものとする。

(4) 作業前

提出した作業工程表に基づき、各部局エリアの作業を開始する毎に検査職員の補助者（別紙「検査職員の補助者名簿及び担当係」のとおり。以下同じ。）に作業開始の連絡を行い、作業にあたっての注意事項や作業内容に関する要望などを確認してから作業を行うものとする。

(5) 作業中

樹木及び建物並びに附帯設備に損傷を与えないよう善良な管理者の責任において注意するものとする。万一不注意において樹木及び建物並びに附帯設備に損傷を与えた場合は、受注者の責任において賠償するものとする。

また、機械等を使用し作業する時は、通行する車両・人がいる場合は一旦作業を中止し、安全を確認後作業を再開するものとする。それ以外にも、飛び石対策等事故発生防止に十分に努め、事故等が発生した時は受注者の責任において賠償するものとする。

なお、作業は発注者の就業時間内に行うものとし、それ以外に行う場合は、発注者の許可を得るものとする。

(6) 作業後

作業区域付近の清掃を行い、構内美化に努めるものとする。
発生材（剪定した枝葉等）は、拡散せぬよう集積してすべて学外搬出処分〔処分先（公的機関または処分を承認された場所）を明確にした書類及び処分後の計量表（処分証明）を提出すること〕するものとする。

(7) 検査

検査職員の補助者は別紙のとおりとする。

各部局エリアの作業完了後、ただちに検査職員の補助者立ち会いの上検査を受けること。なお、検査合格をもって作業完了とする。

各回の作業完了後に、作業完了通知書及び、作業ごとの作業前・中・後を写した写真撮影記録を早急に財務部契約課契約第一係に提出するものとする。

写真は、カラー写真とし、作業前・中・後の状況を、同じ位置、同じ方向から撮影するものとする。

写真の撮影にあたっては、原則として、撮影日、作業名等を記載した黒板等を、被写体とともに写し込むこと。

(8) その他

その他詳細については、発注者・受注者協議の上行うものとする。

監督職員及び検査職員の補助者等名簿

部 局 名	監督職員の補助者名	検査職員の補助者名	担当係
本部事務機構	資産管理係長	同左	財務部資産決算課資産管理係
附属図書館（生命科学図書館）	会計係長	〃	会計係
人間科学研究科	会計係長	〃	会計係
医学系研究科	外部資金第一係長	〃	経理課外部資金第一係
歯学研究科	管理係長	〃	総務課管理係
工学研究科	工営係長	〃	経理課工営係
医学部附属病院	施設係長	〃	管理課施設係
微生物病研究所	会計係長	〃	会計係
産業科学研究所	契約係長	〃	研究連携課契約係
蛋白質研究所	会計係長	〃	会計係
社会経済研究所	会計係長	〃	会計係
接合科学研究所	会計係長	〃	会計係
レーザー科学研究所	会計係長	〃	会計係
生命機能研究科	会計係長	〃	会計係
サイバーメディアセンター	会計係長	〃	情報推進部情報企画課会計係
核物理研究センター	会計係長	〃	会計係
共創推進部	産学会計係長	〃	共創推進部産学共創課産学会計係
情報科学研究科	会計係長	〃	会計係
薬学研究科	会計係長	〃	会計係
企画部男女協働推進課	男女協働支援係長	〃	男女協働支援係

見 積 書

調達番号： 財契001

調達件名： 大阪大学吹田地区除草・樹木等剪定その他作業 1式

見 積 金 額 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

平成 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所

会 社 名

氏 名

[印]

電話番号

- ※ 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- ※ 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- ※ 本学が見積公告【2. 見積参加資格（1）（2）】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

請負契約書（案）

請負の表示 大阪大学吹田地区除草・樹木等剪定その他作業 1式

請負代金額 消費税率及び地方消費税率が8%の場合
金 円也（うち消費税額及び地方消費税額 円）

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に108分の8を乗じて得た額である。

平成31年10月1日付で消費税率及び地方消費税率が10%に改正された場合
金 円也（うち消費税額及び地方消費税額 円）

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に108分の8を乗じて得た額と110分の10を乗じて得た額とを合算して得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学理事 小川 哲生 と 受注者 との間において、上記の請負業務（以下「業務」という。）について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

- 第1条 受注者は、別紙の仕様書に基づいて、業務を行うものとする。
- 第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- 第3条 業務は、国立大学法人大阪大学吹田地区構内において、これをするものとする。
- 第4条 契約期間は、平成31年5月7日から平成31年11月29日までとする。
- 第5条 受注者は、本契約に基づく資材（廃棄物）等の運送にあたっては、大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の15に規定する車種規制適合車等の使用義務を遵守すること。
- 第6条 受注者が、業務を実施しようとするときは、事前に発注者に通知することとし、業務が完了したときは、完了通知書を国立大学法人大阪大学財務部契約課契約第一係に送付するものとする。
- 第7条 請負代金の支払いは、年2回とし、その内訳は、次のとおりとする。
第1回目の実施分 金 円也（うち消費税額及び地方消費税額 円）
第2回目の実施分 金 円也（うち消費税額及び地方消費税額 円）
- 第8条 請負代金は、各回毎の業務完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
- 第9条 請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学財務部契約課契約第一係に送付すべきものとする。
- 第10条 契約保証金は免除する。
- 第11条 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部について、事前に発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 第12条 受注者は、業務遂行に関し、発注者の建物、附帯設備及び樹木等に破損又は損傷を与えないよう注意義務を怠ってはならない。
- 第13条 受注者は、発注者の建物、附帯設備及び樹木等に損害を与えたときは、賠償の責を負うものとする。
- 第14条 受注者が、業務を理由なく履行しなかったときは、発注者は、直ちに本契約を解除することができるものとする。
- 第15条 業務中に事故が生じたときは、全て受注者がその責任を負うものとする。ただし、天災地変等不可抗力、又はその他受注者の責に帰することができない場合は、この限りではない。
- 第16条 発注者は、天災地変その他の事由により業務の実施が不可能になった場合は、直ちに受注者に通知するものとする。行われなかった業務の請負代金は、減額するものとする。
- 第17条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
- 第18条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。
- 第19条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

平成31年 月 日

発注者 吹田市山田丘1-1
国立大学法人大阪大学
理事 小川 哲生

受注者